

1. 業務の概要

定期的な、植種に応じた病虫害の予防（点検・捕殺・防除）、施肥、剪定、灌水及び除草等を行い、庭園等の景観を維持向上させ、植栽管理を実施する。

2. 業務実施体制

造園施工管理技士 1 級の有資格者を業務責任者として配置すること。業務責任者は、業務従事者を兼ねることができる。

3. 植栽管理の要求水準

- ① 所要の性能を確保した植栽を維持し、枝・葉等が散乱していない状態を維持する。
- ② 倒木・枝折れ等のないように安定性を維持する。
- ③ 雪や台風等に対しては、植栽及び緑地の被害が最小限となるような処置を講ずる。
- ④ 建築保全業務共通仕様書（平成 30 年度版）により業務を実施する。
- ⑤ 既存施設から移植する「記念樹」等は、植樹の経緯を踏まえて取扱いに留意すること。
- ⑥ 国立能楽堂の植栽管理は【参考資料 5-2-3】「国立能楽堂既存樹木一覧表」の樹木を対象とする。

4. 業務上の留意事項

- ① 発生材処理  
剪定作業等で発生した樹木・葉等廃棄物はできる限り細かく切断したうえ、搬出用車両に積み込み、即日場外へ搬出し適切に廃棄処分する。
- ② 本要求水準書に定めのない事項については、振興会と協議を行い、業務計画書又は作業計画書に記載する。